

第4章 施策の展開

・計画の基本体系

基本理念		行動指針		社会福祉法第107条での項目
基本方針	中施策	取り組む方向性	小施策	
I つながるまちづくり	1 一人ひとりにみんなが寄り添うまちづくり	<p>(1) 自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員、赤十字奉仕団などの福祉団体、NPO、ボランティア、民間事業者などの連携を進め、地域での支援ネットワークの構築を推進します。</p> <p>(2) 民間事業者など様々な主体の役割分担と連携による福祉を推進します。</p> <p>(3) 制度のはざまにある人の支援や、重層的に見守りをするネットワークづくりを進めます。</p>	<p>ア 民生委員・児童委員、福祉協力員の活動の推進支援</p> <p>イ 総合的なネットワーク体制の整備</p> <p>ア 民間事業者の地域とつながる社会貢献活動の促進</p> <p>ア 地域ぐるみの見守り体制の構築</p> <p>イ 認知症高齢者の見守り体制の構築</p> <p>ウ 住民同士が支え合える関係づくりの推進</p> <p>エ 相談ネットワーク体制の整備</p> <p>オ 災害時の避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>カ 生活困窮者支援の推進</p> <p>キ ひとり親家庭支援の推進</p> <p>ク 介護者支援の充実</p> <p>ア 市社協との連携・協働による地域福祉の推進</p>	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
			<p>2 各地域の特色ある福祉のまちづくり</p> <p>1 気軽に地域参加ができ、そこから交流の「わ」が広がるまちづくり</p> <p>2 一人ひとりの福祉への理解と関心を高め、みんなが支ええる福祉の推進</p> <p>3 楽しさと感動が共有できる活動への支援</p>	<p>ア みんなが利用できる活動拠点の確保の支援</p> <p>イ 地域への愛着を育む地域コミュニティづくり</p> <p>ウ 多様な地域の人材や社会資源を活かした地域福祉</p> <p>エ 高齢者や障害者などの地域参加の場づくり</p> <p>オ 子どもの社会性の醸成</p> <p>ア 市民意識の向上と福祉教育の推進</p> <p>イ 学校における福祉教育の推進・インクルーシブ教育の推進</p> <p>ア 人権意識の向上</p> <p>ア ボランティア活動へのきっかけづくり</p> <p>ア 福祉活動を行う上での基礎的な知識の向上と地域ボランティアの育成</p> <p>ア ボランティア団体の交流・連携による福祉活動の促進</p> <p>ア 身近な相談活動の推進</p> <p>イ 在宅医療と介護の連携</p> <p>ウ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり</p> <p>エ 自殺対策</p> <p>オ 虐待などの暴力防止対策</p> <p>ア 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進</p> <p>イ 「終活」の促進</p> <p>ア コミュニサルデザインのまちづくりの推進</p> <p>イ 生活の利便性の維持、向上</p> <p>ウ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）</p> <p>ア 苦情解決体制の整備</p> <p>イ 第三者評価事業の導入の促進</p>
II いきがいを感じるまちづくり	1 一人ひとりの出番があるまちづくり	<p>(1) 地域福祉の核となる市社協との連携・協働により、学区社協をはじめとした地域の福祉活動を支援します。</p> <p>(1) あらゆる市民が地域参加を通して、お互いが支え合う地域福祉の担い手であると実感できる「場づくり」を地域ごとに促進します。</p> <p>(1) 市の広報や出前講座により、福祉の意識を高め、理解を深めます。</p> <p>(2) 人権意識の向上を図る取組を進めます。</p> <p>(1) ボランティアの活動内容、加入窓口などについてPRを進めます。</p> <p>(2) 養成講座や研修会の充実を図ります。</p> <p>(3) ボランティア団体同士の交流・連携により、地域での福祉活動をより一層、促進します。</p>	<p>ア 身近な相談活動の推進</p> <p>イ 在宅医療と介護の連携</p> <p>ウ 支援を必要とする人の早期発見、早期支援への体制づくり</p> <p>エ 自殺対策</p> <p>オ 虐待などの暴力防止対策</p> <p>ア 日常生活自立支援事業および成年後見制度の利用推進</p> <p>イ 「終活」の促進</p> <p>ア コミュニサルデザインのまちづくりの推進</p> <p>イ 生活の利便性の維持、向上</p> <p>ウ 住宅を中心としたコミュニティづくりの促進（多世代同居・近居の促進）</p> <p>ア 苦情解決体制の整備</p> <p>イ 第三者評価事業の導入の促進</p>	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
			<p>2 一人ひとりの福祉への理解と関心を高め、みんなが支ええる福祉の推進</p> <p>3 楽しさと感動が共有できる活動への支援</p>	<p>(1) 課題を見つめ、地域の支援者とともに迅速な対応ができる体制の充実を図ります。</p> <p>(2) 自立した生活を営むための各種サービスの情報提供と利用、活用を推進します。</p> <p>(3) 高齢化社会を見据えた生活の利便性を高める手段の向上を図ります。</p> <p>(1) 安心して福祉サービスを利用できる体制を整備します。</p>
III 地域で暮らすまちづくり	1 みんなが住みやすいまちづくり			

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり